

虐待防止のための指針

法人名 社会福祉法人さわらび福祉会
事業所名 全事業所共通

1 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は、障がい者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当法人では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の禁止、予防および早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

【具体的な例】

殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など

(2) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

【具体的な例】

侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など

(3) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

【具体的な例】

性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助のうえで必要性が無いにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など

(4) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

【具体的な例】

食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着せ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制

限すること。

【具体的な例】

本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

3 虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

当法人では、虐待等の発生の防止等に取り組むため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 委員会の構成員

- ・ 委員会は、委員長、副委員長、虐待防止対応責任者および委員をもって組織します。
- ・ 委員長は理事長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名します。
- ・ 委員は、拠点施設長、事業所の管理者、サービス管理責任者、法人本部事務局員、その他専門的知見のある第三者のほか必要とされる者から理事長が指名します。
委員は、身体拘束適正化委員会の委員を兼ねることができるものとします。
- ・ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行します。
- ・ 理事長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げません。

(3) 委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

(4) 委員会の役割

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等および職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル（対応規程）等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ります。

(5) 虐待防止対応責任者等の選任

各拠点に、虐待防止対応責任者（以下「責任者」という。）および虐待防止受付担当者（以下「担当者」という。）を設置します。

職務等の詳細は、虐待防止対応規程において別に定めます。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その原因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針および別に定める虐待防止対応規程に従って対応することとします。相談窓口は、担当者とします。
- (2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3) 事業所内における障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会並びに責任者および担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行います。
- (5) 市区町村が実施する調査に協力するとともに、市区町村からの指示に従い、必要な改善を行います。
- (6) 虐待事例およびその分析結果については、職員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証します。

上記のほか、虐待の通報の受付、確認、市区町村への通報、被虐待者および家族への対応、解決の取組等の具体的な手順等については、虐待防止対応規程において別に定めます。

6 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護および虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護および虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）および出席者の記録と保管

8 本指針の閲覧について

本指針は、利用者および家族がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示するとともに、法人のホームページにて公表します。

9 その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「7 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附 則

本指針は、令和7年3月17日から施行します。